

2022年2月14日

各 位

会 社 名 JIG-SAW 株式会社
代表者名 代表取締役社長 山川 真考
(コード：3914 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 鈴木 博道
(TEL. 03-6262-5160)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月30日開催予定の第21期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社グループの事業状況を反映するとともに、将来の事業活動の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)の記載を整理・統合するものであります。

(2) 2021年6月16日に、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の要件の下、場所の定めのない株主総会(以下、「バーチャルオンリー株主総会」といいます)を開催することが可能となりました。

そこで、伝染病や感染症の大流行、大規模災害の発生等により、株主総会の場所を設けて株主総会を開催することが適切でないと取締役会が総合的に判断した場合には、バーチャルオンリー株主総会を開催できるよう、下記対照表のとおり、当社定款の変更をお願いするものであります。

なお、本議案による定款の一部変更は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の定めにより、本株主総会の決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって効力を生じるものとします。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条但書に規定する改正規定が2022年中に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、下記対照表のとおり、当社定款の変更をお願いするものであります。

① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をと

る旨を定めるものであります。

- ② 変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 15 条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は、変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>（目的）</p> <p>第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. インターネット・イントラネットのシステム構築支援及び開発</u></p> <p><u>2. データ通信を中心とした通信業</u></p> <p><u>3. コンピューターによる情報ネットワークシステムの企画・開発・設計並びに管理運営に関する業務</u></p> <p><u>4. インターネットを利用した情報ネットワークの企画、構築及び運営</u></p> <p><u>5. コンピューターシステムを利用した情報ネットワークによる情報処理並びに情報提供業務</u></p> <p><u>6. 半導体をベースとしたネットワークサービス</u></p> <p><u>7. コンピュータープログラム及びシステムの設計、開発、製作、販売並びに輸出入業</u></p> <p><u>8. コンピューター及び周辺機器並びに電気・電子通信機器の設計、開発、製造、販売並びに輸出入業</u></p> <p><u>9. 電力供給及び販売その他電気事業</u></p> <p><u>10. インターネットを利用した金融業</u></p> <p><u>11. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>12. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>13. M&A に関する調査、研究、仲介、斡旋、コンサルティング並びに投資業務</u></p> <p><u>14. 有価証券等を含む金融商品の売買、保有及び運用</u></p> <p><u>15. 宇宙開発、資源開発、エネルギー供給、都市開発、海洋開発に関する事業並びにこれらに関するシステム設計、データ処理、通信、監視、マネジメント及び自動制御</u></p> <p><u>16. 再生医療分野を中心とした医薬品、医薬部外品、試薬及びこれらに関連する化学工業製品の販売及び輸出入</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. コンピューター・インターネットのコア技術応用によるビジネスデザイン・ビジネス開発</u></p> <p><u>2. インターネットシステム及び関連機器の企画・開発・設計並びに管理・運営・サポート業務</u></p> <p><u>3. 各種半導体をベースとしたインターネットサービスとライセンス提供業務並びにこれらに関するシステム設計、データ処理、通信、監視、マネジメント、データ収集、分析、シェアリング及び自動制御</u></p> <p><u>4. 自動運転・自動制御ソフトウェアのライセンス等提供業務並びにこれらに関するシステム設計、データ処理、通信、監視、マネジメント、データ収集、分析、シェアリング及び自動制御</u></p> <p><u>5. 再生医療分野を中心としたソフトウェア・医療機器の開発と販売、ライセンス並びにこれらに関するシステム設計、データ処理、通信、監視、マネジメント、データ収集、分析、シェアリング及び自動制御</u></p> <p><u>6. 宇宙開発、資源開発、エネルギー供給、都市開発、海洋開発に関する事業並びにこれらに関するシステム設計、データ処理、通信、監視、マネジメント及び自動制御</u></p> <p><u>7. インターネットを利用した金融業</u></p> <p><u>8. 有価証券等を含む金融商品の売買、保有及び運用</u></p> <p><u>9. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>10. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>11. M&Aに関する調査、研究、仲介、斡旋、コンサルティング並びに投資業務</u></p> <p><u>12. 前各号に附随する事業</u></p>

現行定款	変更案
<p>17. <u>再生医療分野を中心とした医療用機械器具、医療用品、その他医療機器の開発、製造、販売及び輸出入並びにこれらに関するシステム設計、データ処理、通信、監視、マネジメント、データ収集、分析、シェアリング及び自動制御</u></p> <p>18. <u>前各号に附随する事業</u></p>	
<p>(招集の時期)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p>	<p>(招集の時期等)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p><u>(2) 当会社は、自然災害を含む天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが適切でないとき取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(2) 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第3条 第13条(招集の時期)の変更は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、<u>当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p> <p>第4条 現行定款第15条の規定の削除及び変更案第15条の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但書に定める施行日(以下、「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>(2) 前項の規定にかかわらず、現行定款第15条は、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日</u></p>

現行定款	変更案
	<p>まで、効力を有するものとする。</p> <p><u>(3) 本条は、前項で定める日のいずれか遅い日の経過後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月30日
定款変更の効力発生日	2022年3月30日

以上